

花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング実施要項

1 制度概要

トライアル・サウンディングとは、公共空間のさらなる魅力向上と活性化を目指し、効果的な利活用の方法を探るため、暫定的な利用を希望する民間企業や地域の方々等の提案を募集し、一定期間、実際に使用していただく制度です。

本制度は、市にとって公共施設の市場性や利用希望を把握することができ、活用方向性が検討できる一方、民間企業や地域の方々等にとっては、ニーズや収益性、使い勝手の検証を踏まえて事業性や活用の利便性を確認することができる社会実験です。

2 花見川千本桜緑地におけるトライアル・サウンディング実施の目的

千葉市では、これまでの行政主体の取り組みだけでなく、民間事業者や活動団体等との官民連携を加速し、一層柔軟に使いこなす新たな発想や仕組みを取り入れることで、市民の河川に対する親しみや関心を高め、日常的な賑わいの創出や地域活性化を目指しています。その取り組みの一つとして、花見川千本桜緑地にて「ちばかわまつり 2024 花見川」「ちばかわまつり 2025 花見川」「ちばかわまつり 2026 花見川」「花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング（令和7年度版）」を開催しました。飲食やワークショップ、体験コンテンツ等により近隣から多くの来場者が訪れ、イベント形式における集客性や採算性、地域ニーズを確認してきました。

今回、花見川千本桜緑地を対象としたトライアル・サウンディングでは、河川沿川に広がる公園緑地を暫定的に利用し、1 か月間にわたり飲食や物販等による日常的な利活用を想定した実証を行うことで、将来的な民間事業者等に持続的な水辺空間の活用方策について、可能性を検証することを目的とします。

3 対象区域

花見川千本桜緑地（花見川区瑞穂 1-3-1 ほか）の一部

※詳細は、巻末資料「2. 対象区域（赤枠の3区画）」を参照してください。

4 対象期間・申込期限

対象期間：令和 8 年 11 月 1 日（日）から 11 月 30 日（月）まで

出店時間：10 時～16 時（原則）

申込期限：令和 8 年 9 月 30 日（水）

- ・ 上記期間内において、利用日による利用状況の違いを把握するため、土日及び平日の双方で出店可能な方を優先し、最短 2 日間から最長 30 日間までとします。
- ・ なお、利用希望者が重複した場合は、巻末資料に定める採点表に応じ、優先者を決定します。

5 期待する効果

本事業の実施により、次のような効果を期待しています。

【民間事業者や活動団体等の主なメリット】

- ・ 限られた期間での暫定利用のため、リスク負担が少なく参画できます。
- ・ アイデアに対するニーズの有無、コンセプトがマッチしているかを確認できます。
- ・ 使い勝手、採算性の感触をつかむことができます。
- ・ 公園で普段できないことにチャレンジすることで、新たな事業の契機となります。

【千葉市の主なメリット】

- ・ 暫定利用を通じた民間事業者等との対話により、早い段階で市場性を確認できます。
- ・ 市場性を確認することで、民間事業者等のノウハウやアイデアを活用した現実的で幅広い利活用・管理運営手法の検討が可能となります。
- ・ 民間事業者等からの提案により、個性と魅力ある公園空間が生まれ、公園周辺のエリア価値の向上が期待できます。
- ・ 今後の官民連携事業を盛り上げる機運の醸成ができます。

6 参加資格要件等

（１）参加者の条件

①対象者

トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する者（以下、「利用希望者」という。）は、申請内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業等（法人、個人事業主、任意団体）とします。

②役割分担

利用希望者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループの場合には、参加表明時に利用希望者の構成員全てを明らかにし、その代表者が各々の役割分担を明確にしたうえで応募するものとします。なお、代表者が各構成員から手数料等を徴収する場合は、トライアル・サウンディング実施の主旨を十分に踏まえ、各利用希望者

にとって過度な負担とならず気軽に参加できるよう、双方の合意に基づいた料金徴収を行うようご協力願います。なお、グループ内の構成員間における手数料等徴収に関するトラブルに対し、市が介入することはできませんのでご了承ください。

③周辺の清掃

活用前後には活用箇所周辺の清掃を行ってください。

④情報発信

使用許可を取得した後はご自身のホームページや SNS 等で積極的に周知してください。

⑤ホームページの公表

活用後に感想や来場者数、活用の様子が分かる写真の提供等（実施報告書の提出）に協力し、回答内容を市がホームページや SNS で公表することについて承諾してください。

⑥参加期間における事業収支等の提供について

本事業の目的である対象区域における集客性や採算性、地域ニーズを確認するために必要な売上等に係るデータ提供をお願いします。

（２）利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者は、トライアル・サウンディングに参加できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員およびその利益となる活動を行っている者が含まれている者。

7 トライアル・サウンディングの流れ・スケジュール

	実施事項	期間	内容
1	応募フォーム（電子申請）から申し込み	令和 8 年 9 月 30 日（水）まで	利用希望者は、応募フォーム（電子申請）から申し込んでください。
2	応募内容の確認・誓約書の提出	令和 8 年 10 月 9 日（金）まで	事務局は記載された内容が実施目的に適合するか確認します。併せて出店日程を調整し、利用希望者に誓約書の提出を求めます。
3	関係機関への手続き	令和 8 年 10 月 9 日（金）まで	事務局は、申請内容を取りまとめ、公園管理者や保健所、消防署へ提出します。
4	告知開始	令和 8 年 10 月 13 日（火）以降	チラシの配布・SNS 告知を開始します。
5	暫定利用の実施期間	令和 8 年 11 月 1 日（日）～令和 8 年 11 月 30 日（月）	利用希望者は、提案内容に基づいて暫定的な利用を行います。
6	実施報告書等の提出	暫定利用終了後	利用希望者は、暫定利用終了後、使用実績等をまとめた実施報告書等を提出してください。使用実績等は、ホームページ等で公表する場合があります。
7	ヒアリングの実施	暫定利用終了後	暫定利用期間が満了した後に、必要に応じて、ヒアリングの場を設けることとします。

※トライアル・サウンディングへの参加実績は、将来、本市が行う官民連携事業に一切影響を及ぼすものではありません。

（１）応募フォーム（電子申請）から申し込み

利用希望者は、応募フォーム（ちば電子申請サービス）から申し込んでください。現地調査を希望する場合は日程調整のうえ実施し、施設管理者および利用者に迷惑を及ぼさない範囲で行います。

なお、利用期間は、令和 8 年 11 月から希望日を選択するものとし、本要項「7 トライアル・サウンディングの流れ・スケジュール」の暫定利用の実施期間の中から希望日を選択してください。利用希望者が重複した場合は、巻末資料に定める採点表に応じ、優先者を決定します。また、1 日あたりの利用事業者数は 3 事業者までとします。

（２）応募内容の確認・誓約書の提出

事務局は、応募内容が本要項「2 花見川千本桜緑地におけるトライアル・サウンディング実施の目的」に適合するか確認し、利用希望者に次の書類を提出するよう依頼します。

【提出書類】

- ・ 誓約書（様式第 1 号）

【提出先】

花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング事務局

※「12 申込先・連絡先」を参照

(3) 関係機関への手続き

事務局は、申込内容を取りまとめ、10月9日までに公園管理者や保健所、消防署へ事業実施に必要な手続きを行います。

(4) 告知開始

- ・ 令和8年10月13日(火)以降、チラシの配布・SNS告知を開始します

(5) 暫定利用の実施

利用希望者は、許可証に記載された条件のとおり花見川千本桜緑地を利用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、占用許可証(写)を携帯するようにしてください。

(6) 実施報告書等の提出

利用希望者は、暫定利用期間終了後、14日以内に使用実績等をまとめた資料を事務局へ提出するものとします。

【提出書類】

- ・ 実施報告書(様式第2号) ※実施した後に提出

【提出先】

花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング事務局

※「12 申込先・連絡先」を参照

(7) ヒアリングの実施

暫定利用期間が満了した後に、必要に応じて、ヒアリングの場を設けることとします。

8 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

暫定利用に係る使用料は、原則として免除します。また、応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱いおよび特許権等の扱い

- ①提出書類の著作権は利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ②利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。
また、第三者に情報を漏らしません。
- ③提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(3) 法令の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは利用希望者に帰属することとします。

(4) 禁止事項

以下の行為は禁止とします。

- ・ 地面に直火を使用する火気調理 (例) 焚火
- ・ 排水およびゴミの処理 (原則持ち帰り)
- ・ サイクリングコース利用者の通行に害を及ぼす営業行為等

(5) その他注意事項

- ・ 音楽の使用や演奏については、近隣が住宅地である点を考慮いただければ、ご提案いただいても構いません。
- ・ 公園内に電源設備がありませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 公衆トイレは、対象区域の北側に位置する「しらさぎ公園」に1か所ございます。

9 提案要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ①確実に実施できる利用内容にしてください。

- ②花見川千本桜緑地を利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容にしてください。
- ③仮設テントやテーブル、椅子等の持ち込みによる利便性の向上が見込まれる提案を推奨しています。

(2) 対象外となる提案

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ①政治的または宗教的活動
- ②青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤公序良俗に反し、または反社会的な活動
- ⑥その他、本市が公共施設等との関連性が低いと判断する行為、内容

10 責任およびリスク分担

トライアル・サウンディングにおいて、利用希望者が実施する事業については、利用希望者が責任を持って遂行するとともに、事業に伴い発生するリスクについても、原則として利用希望者が負うものとします。

11 事業の中止

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、本市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

12 申込先・連絡先

【花見川千本桜緑地トライアル・サウンディング事務局】 平日 10 時～18 時
住所：〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-28-5 axle 御茶ノ水 C30
電話：090-5086-7910
mail：iwamune@sotonoba.place（窓口：岩宗）

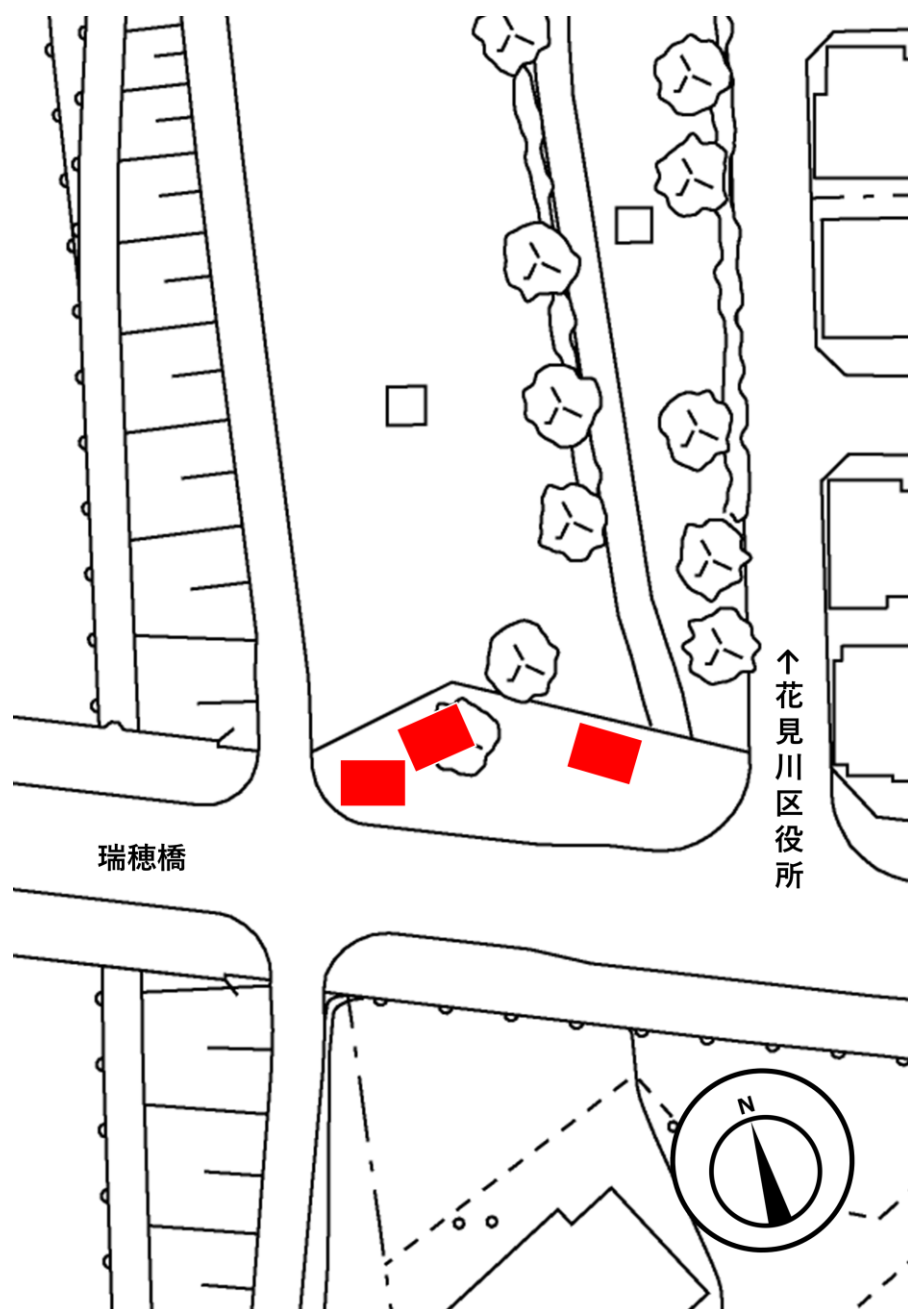
以上

巻末資料

1. 基礎情報

名称	花見川千本桜緑地
所在地	花見川区瑞穂 1-3-1 他
区域区分	市街化区域
公園種別	緑地
敷地面積	約 1.28ha（全体面積約 1.90ha の一部）
駐車場	なし

2. 対象区域（赤枠の 3 区画）



巻末資料

(参考) 申込み事業者の点数表

項目	左記の内容	点数
所在地（個人事業者は主たる事業所所在地）	市内（本店が千葉市内）	3
	準市内（本店は市外、支店が千葉市内）	2
	市外（本店、支店ともに千葉市外）	1
参加可能な曜日	休日のみ	1
	平日のみ	2
	休日・平日のいずれも可	3
参加可能日数	3日未満	1
	3日以上	2
事業形態	本市が必要と認める業態等である場合(※1)	2

※事業用途で使用している場合のみ

※1:「9 提案要件（1）提案内容について」